

岩手県告示第475号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場の管理等に関する事務を盛岡市に委託した。

令和4年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県と盛岡市が共同で整備する野球場に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 岩手県（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、野球場に係る次に掲げる事務の管理及び執行を盛岡市（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 施設及び設備の管理及び運営（指定管理者の選定及び指定を含む。）に関する事務
- （2） 施設及び設備の使用料及び利用料金設定に関する事務
- （3） 施設及び設備の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- （4） 行政財産の目的外使用に関する事務
- （5） ネーミングライツ及び広告掲載等の募集及び決定に関する事務
- （6） 備品の購入、管理、処分等に関する事務
- （7） 大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び負担方法は、野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約第4条の規定に基づき、甲乙協議して定める。

（予算の計上）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（使用料収入）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て乙の収入とする。ただし、地方自治法第244条の2第8項の規定を適用する場合にあっては、同条第3項に規定する指定管理者の収入とする。

（決算の場合の措置）

第6条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（連絡会議）

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正等）

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとし、当該条例等が制定され、又は改廃された場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、甲及び乙がこの規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 甲は、前項の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該乙の条例等を公表するものとする。